

●香川県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
平成21年 4月1日	さぬき市国民健康保 険直営多和診療所	さぬき市国民健康保 険多和診療所	さぬき市多和助光西 35番地13	さぬき市